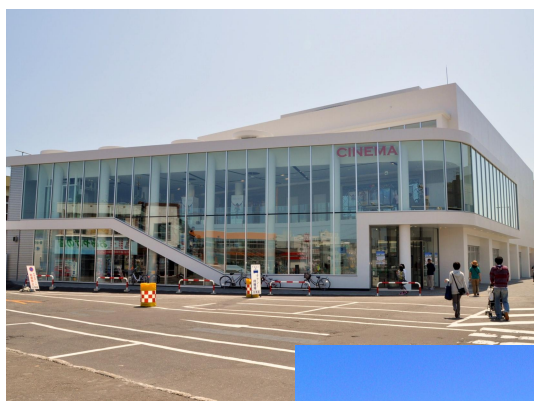


稚内市財政の状況

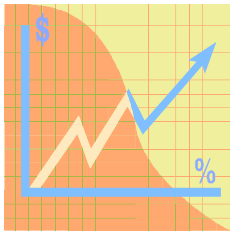
平成 21 年度 決算概要及び健全化判断比率の概要



稚内市総務部財政契約課

平成 22 年 10 月

稚内市財政の状況



平成21年度歳入・歳出決算状況	1
一般会計決算の推移	2
歳入の推移	3
市税	4
地方交付税	5
地方債	6
基金（市の貯金）について	7
歳出の推移	8
義務的経費（人件費・扶助費・公債費）	9
《人件費》	10
《職員数》	11
投資的経費（普通建設事業）	12
その他経費 物件費	13
その他経費 繰出金	14
《病院事業会計》	15
《下水道事業会計》	16
《国民健康保険事業会計》	17
健全化判断比率	18
《対象範囲イメージ図／実質赤字比率》	19
《連結実質赤字比率／資金不足比率》	20
《実質公債費比率》	22
《将来負担比率》	24
《実質公債費比率／将来負担比率の推移》	26
その他の財政指標 経常収支比率	27

稚内市財政の状況

【平成21年度 歳入・歳出決算状況】

本市の一般会計における平成21年度決算は下記のとおりです。

【歳入】

【歳出】

(単位:%)

区 分		決算額	構成比	区 分	決算額	構成比
自 主 財 源	市 税	45億1,946万円	17.7	議 会 費	1億5,625万円	0.6
	分担金及び負担金	1億7,204万円	0.7	総 務 費	16億1,455万円	6.3
	使用料及び手数料	6億3,081万円	2.5	民 生 費	45億506万円	17.7
	財 産 収 入	1億8,335万円	0.7	衛 生 費	19億8,907万円	7.8
	寄 附 金	1,200万円	0.0	労 働 費	5,206万円	0.2
	繰 入 金	2億7,662万円	1.1	農 林 水 産 業 費	6億2,998万円	2.5
	繰 越 金	1億3,325万円	0.5	商 工 費	26億894万円	10.3
	諸 収 入	18億4,707万円	7.2	土 木 費	46億512万円	18.1
	計	77億7,460万円	30.4	消 防 費	6億3,660万円	2.5
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	3億2,377万円	1.3	教 育 費	18億1,552万円	7.1
	利子割交付金	2,037万円	0.1	公 債 費	36億5,236万円	14.4
	配当割交付金	384万円	0.0	諸 支 出 金	2億 万円	0.8
	株式等譲与所得税交付金	169万円	0.0	職 員 費	29億6,604万円	11.7
	地方消費税交付金	4億5,197万円	1.8			
	ゴルフ場利用税交付金	592万円	0.0			
	自動車取得税交付金	6,549万円	0.2			
	国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,491万円	0.0			
	地方特例交付金	4,438万円	0.2			
	地 方 交 付 税	77億4,863万円	30.3			
	交通安全対策特別交付金	775万円	0.0			
	国庫支出金	35億4,794万円	13.8			
	道 支 出 金	9億9,049万円	3.9			
	市 債	45億9,796万円	18.0			
計	178億2,511万円	69.6				
合 計	255億9,971万円	100.0	合 計	254億3,155万円	100.0	

歳入歳出差引

1億6,816万円

【一般会計決算の推移】

(単位:千円)

年度	歳入決算額	歳出決算額	決算収支 ①	基金の積立 ②	基金の取崩 ③	実質的な決算 ①+②-③
H 7	30,389,692	30,181,458	121,127	1,149,779	2,003,281	▲732,375
H12	26,515,239	26,222,506	144,990	711,728	600,082	256,636
H17	22,957,785	22,778,621	154,711	652,749	1,082,543	▲275,083
H18	22,763,548	22,621,944	130,511	658,917	954,451	▲165,023
H19	22,690,489	22,561,829	128,613	455,686	701,637	▲117,338
H20	24,969,781	24,836,535	132,944	316,133	1,244,252	▲795,175
H21	25,599,705	25,431,544	149,825	280,089	249,651	180,263

※決算収支は、『翌年度へ繰り越すべき財源』を除く『実質収支額』を記載しています。

※『基金の積立』及び『基金の取崩』は、市の全基金を対象としています。

平成21年度の歳出決算額は、約254億円となり、平成19年度と比較して、約28億円増加、前年度と比較して約6億円増加しております。

この増加は、平成20年度からの繰越事業費が約9億円、平成21年度の国の経済対策事業による普通建設事業費の増加が約5億円、第三セクターの稚内シーポートプラザの特別清算による損失補償として約17億が平成21年度決算に含まれていることが主な要因となっています。

また、ここ数年、基金（貯金）の積立及び取崩を除いた実質的な決算ではマイナスとなっていました。平成21年度決算では、基金残高を減らすことなく、実質的な決算がプラスとなっています。

なお、市民の皆さん一人あたりの決算規模は、以下のとおりとなります。

(単位:円)

年度	歳入決算額	歳出決算額	決算収支 ①	基金の積立 ②	基金の取崩 ③	実質的な決算 ①+②-③
H 7	671,403	666,802	2,676	25,402	44,259	▲16,181
H12	611,373	604,623	3,343	16,411	13,836	5,918
H17	552,654	548,341	3,724	15,713	26,060	▲6,623
H18	557,002	553,537	3,193	16,123	23,354	▲4,038
H19	563,823	560,626	3,196	11,323	17,435	▲2,916
H20	631,715	628,344	3,363	7,998	31,479	▲20,118
H21	656,319	652,007	3,841	7,181	6,400	4,622

※各年度末の住民基本台帳人口で算出しております。

※H7:45,263人/H12:43,370人/H17:41,541人/H18:40,868人/H19:40,244人/H20:39,527人
H21:39,005人

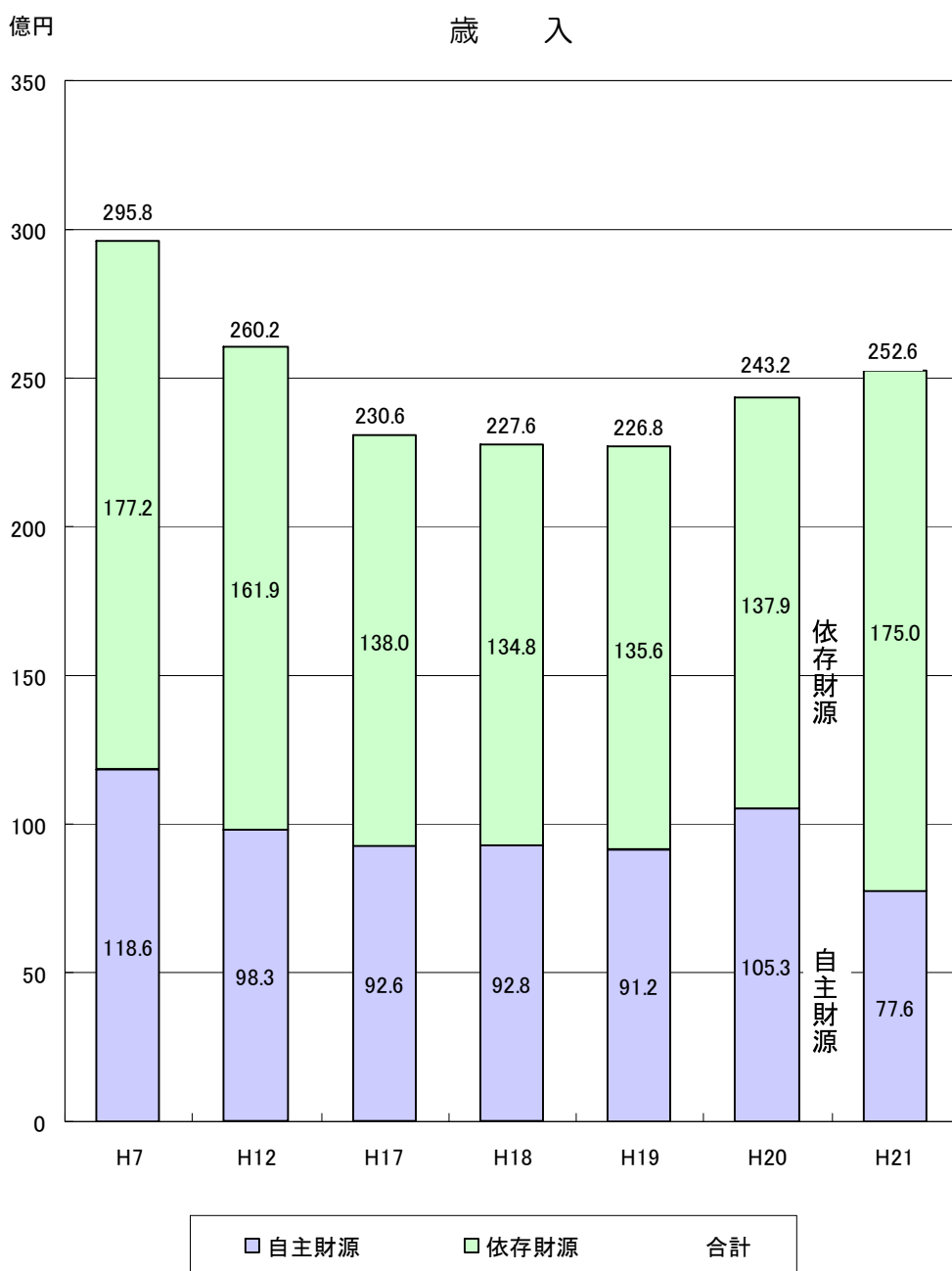
【歳入の推移】 ※以下普通会計ベースで記載しています。

歳入を自主財源と依存財源に区分した場合は、以下のグラフのとおりです。

自主財源とは、稚内市が自ら調達することができる収入のことで、主なものとしては、「市税」、「使用料及び手数料」、「繰入金（基金の取崩し）」などを言います。

依存財源とは、何らかの形で国や都道府県が関わっている収入のことで、主なものとしては、「地方交付税」、「国庫、道支出金」、「地方債」などを言います。

下記のグラフのとおり、稚内市の歳入は依存財源の割合が約60%と高い割合であり、特に、平成21年度は、第三セクターの特別清算に伴う第三セクター等改革推進債（地方債）を約17億円発行したことにより、依存財源が大きく増加しています。



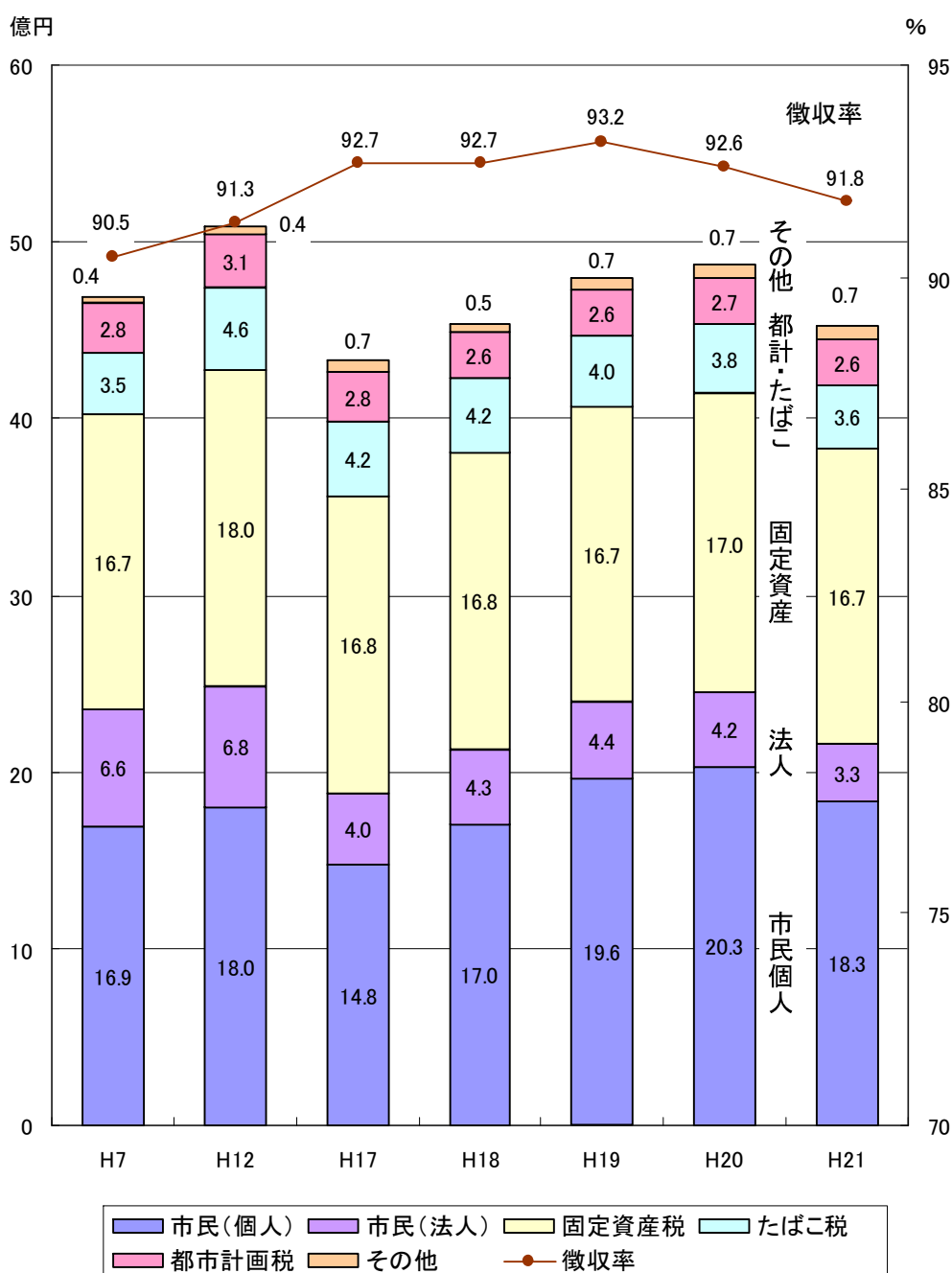
【市 税】

自主財源として、歳入の大宗をなす市民税と固定資産税は、ここ数年の景気の低迷や地価の下落により、いずれも減少しています。

固定資産税については、評価替えや新築家屋の減少により、前年度を若干下回る形で減少しています。

個人市民税については、沿岸漁業の水揚げの減少によるものや、給与所得等の減少により、約2億円の減少となっています。

法人市民税は、引き続き景気低迷による企業の業績不振により、前年度をかなり下回る結果となっています。



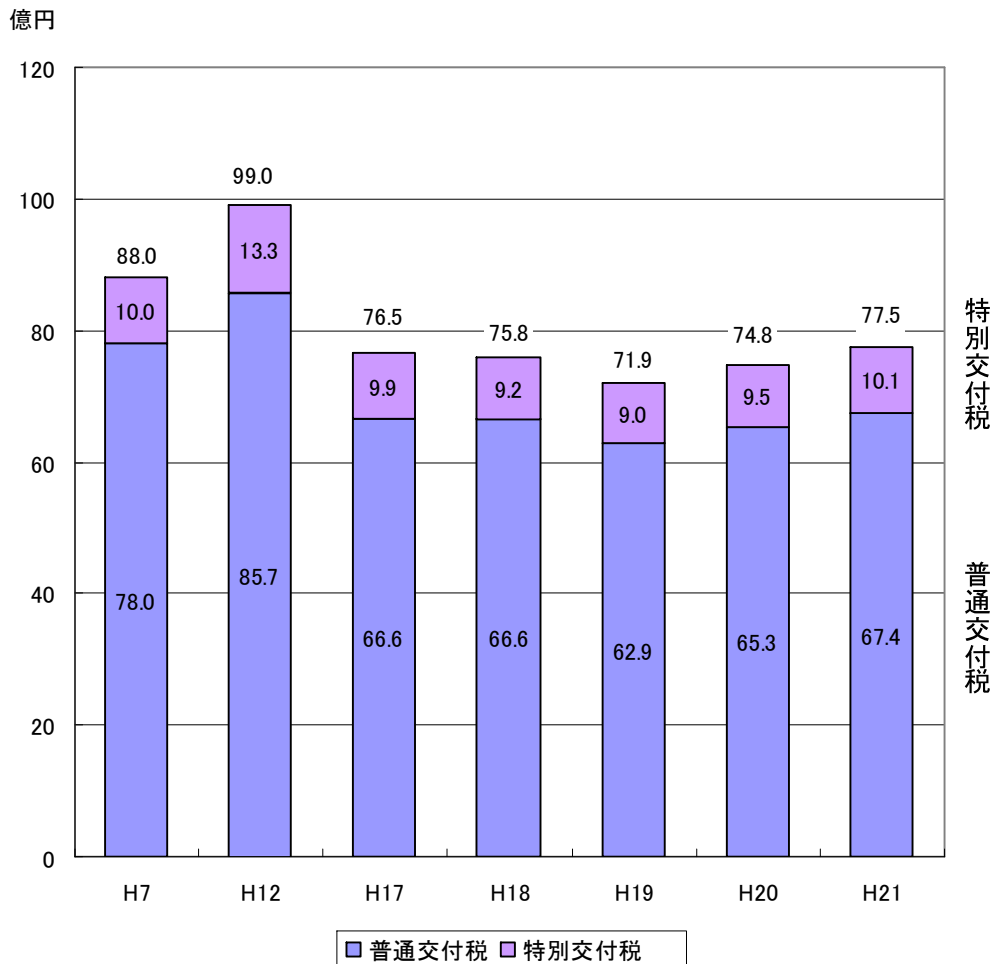
【地方交付税】

普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額を基礎として国から交付されるものです。

福祉施策や公債費償還に係る需要額が年々増加したことから、平成11年度までは伸びを示してきましたが、その後、国の三位一体の改革などにより減少を続け、平成21年度ではピーク時の平成11年度（100.7億円）に比べ23.0%、23.2億円も減少しています。

地方交付税の減少による地方の財源不足に対処するため、平成13年度からは、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債の発行が認められています。

この臨時財政対策債の発行に伴う償還金は、後年度の地方交付税で全額財源措置されることになっています。



メモ

基準財政需要額は、標準的な行政サービスを行う為に必要となる費用を算出します。

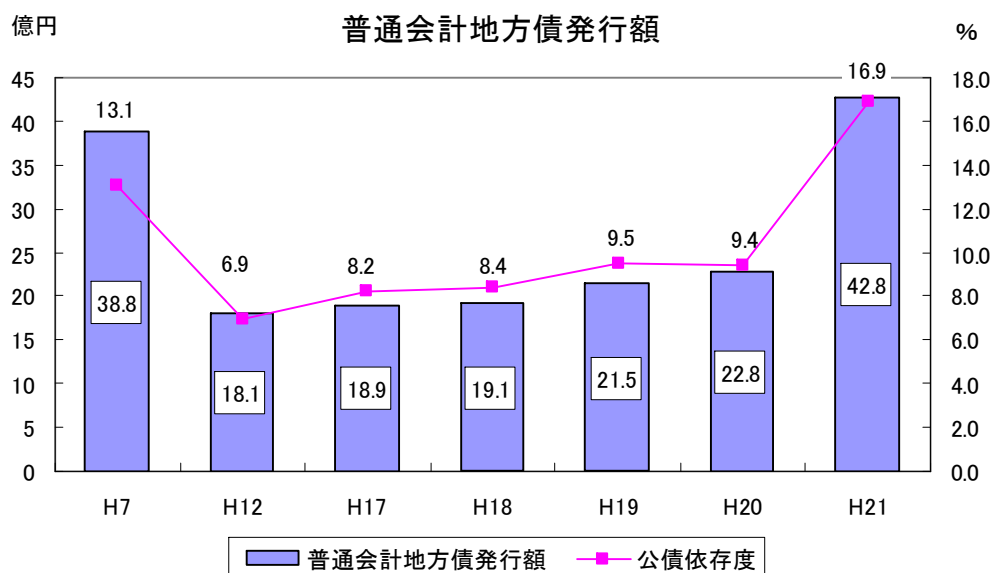
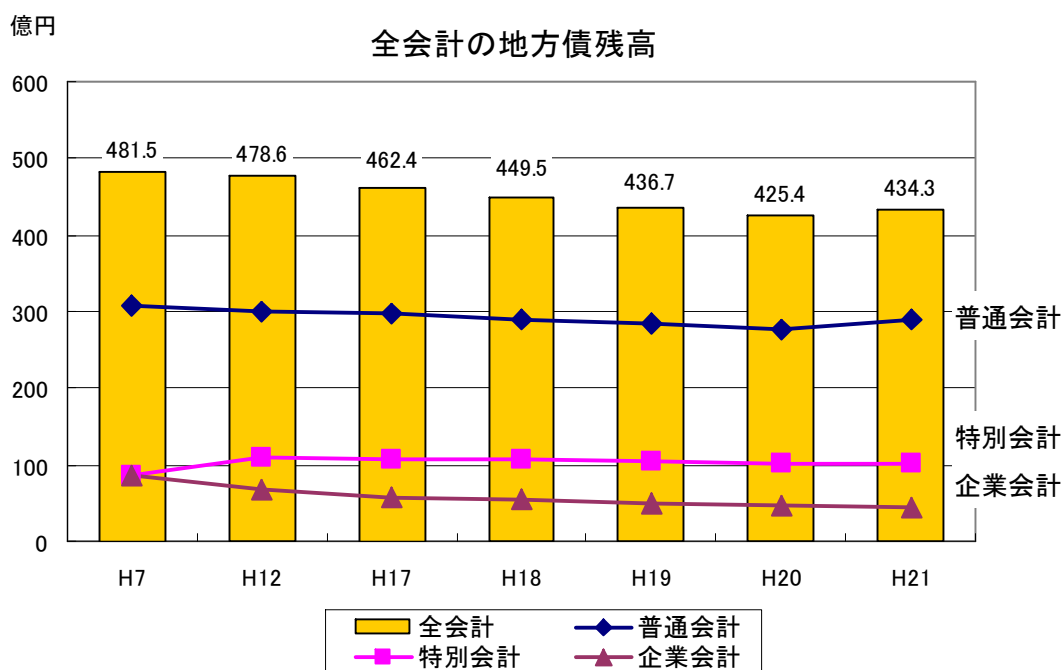
基準財政収入額は、市税や譲与税・交付金などの一定割合（75%）とされています。

【地方債】

平成21年度末の地方債残高は、普通会計で289.5億円、特別会計（100.6億円）、企業会計（44.2億円）を含めた全体では、434.3億円となっています。

なお、地方債の発行につきましては、これまで地方交付税の算入対象となる地方債を優先的に発行してきたことから、普通会計の地方債残高の約60%が償還時に地方交付税で財源措置されます。

平成21年度は、国の経済対策に伴う地方債や第三セクターの整理に伴う損失補償の実行に充てるための第三セクター等改革推進債を17.6億円発行したことにより、発行額は前年度より20億円増加しました。



【基金（市の貯金）について】

市の基金は、年度間の財源調整を目的とした「財政調整基金」や地域振興のために実施する事業などの経費に充てるための「地域経済活性化対策基金」があります。

また、その他の目的基金は、それぞれの設置目的により、積立や取崩しを行なっています。

平成7年度末に143.6億円あった基金は、地方交付税の減少や社会保障関係経費の増加などに対応するため、取崩しを行ってきたことにより、平成20年度末には31.1億円となりましたが、平成21年度は、財源不足による基金の取崩しがなかったため、約3千万円を積立てることができました。



【歳出の推移】

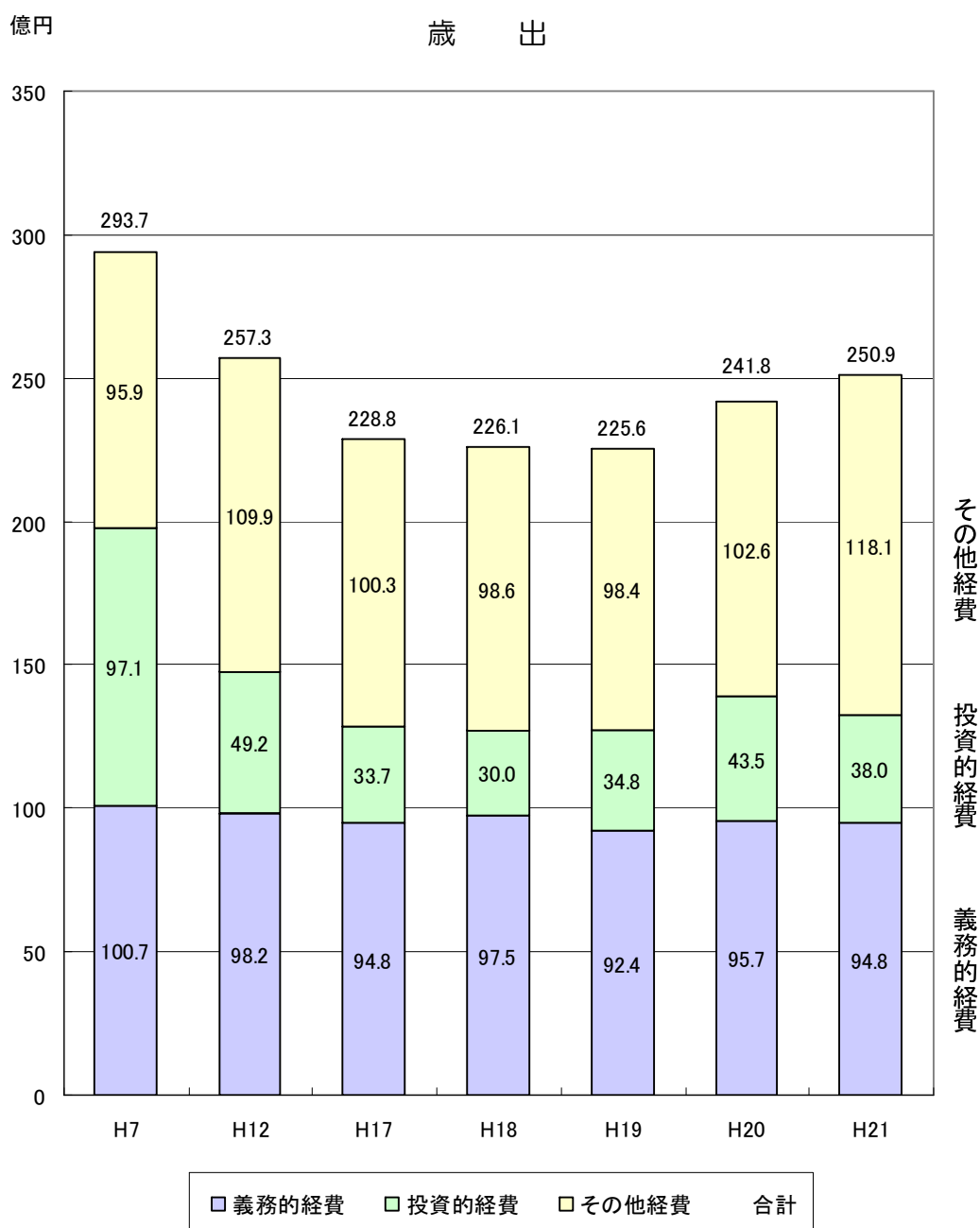
歳出を性質別経費（義務的経費、投資的経費、その他の経費）で区分すると以下のグラフのとおりになります。

義務的経費は、職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費や地方債の元利償還金等の公債費です。

投資的経費は、社会資本の整備等に要した経費であり、普通建設事業費や災害復旧事業費、失業対策事業費です。

平成7年度と比較し、支出総額が減少しているとともに、投資的経費の割合も減少しています。

これは、道内他都市でも同様な傾向を示しています。



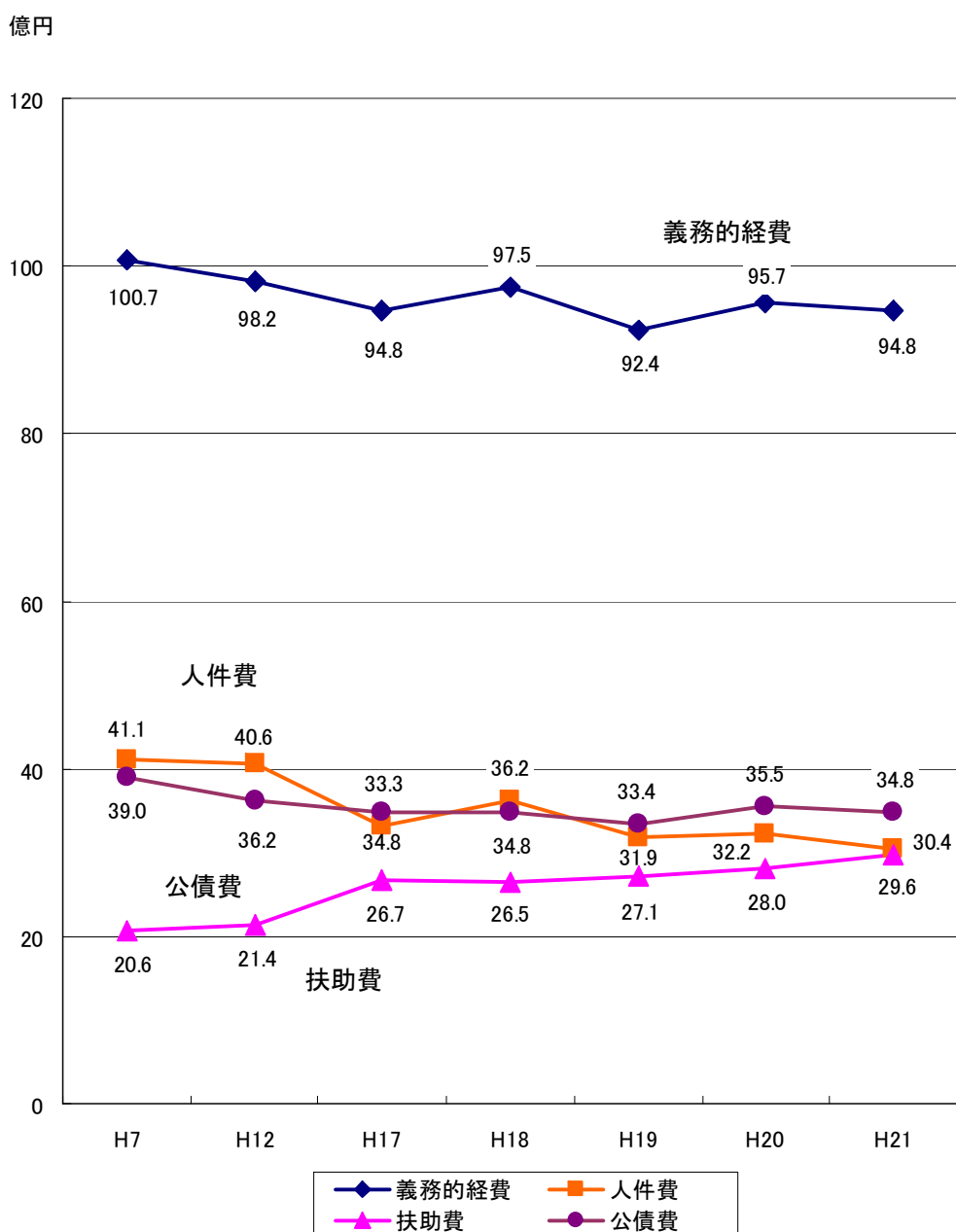
【義務的経費(人件費、扶助費、公債費)】

人件費は、職員の不補充などにより減少傾向にあり、また、地方債の償還金である公債費は、発行額の抑制や低金利への借換えなどにより減少しています。

しかし、扶助費は、生活保護費や医療扶助費などの増加や高齢化率の上昇などにより増加しており、将来においても増加が予想されます。

平成21年度のこれら「義務的経費」は、歳出総額の38%、94.8億円となっており、歳入に占める自主財源の77.6億円を上回っています。

従って、市税など自主財源は、そのすべてが義務的経費に充てられているともいえます。



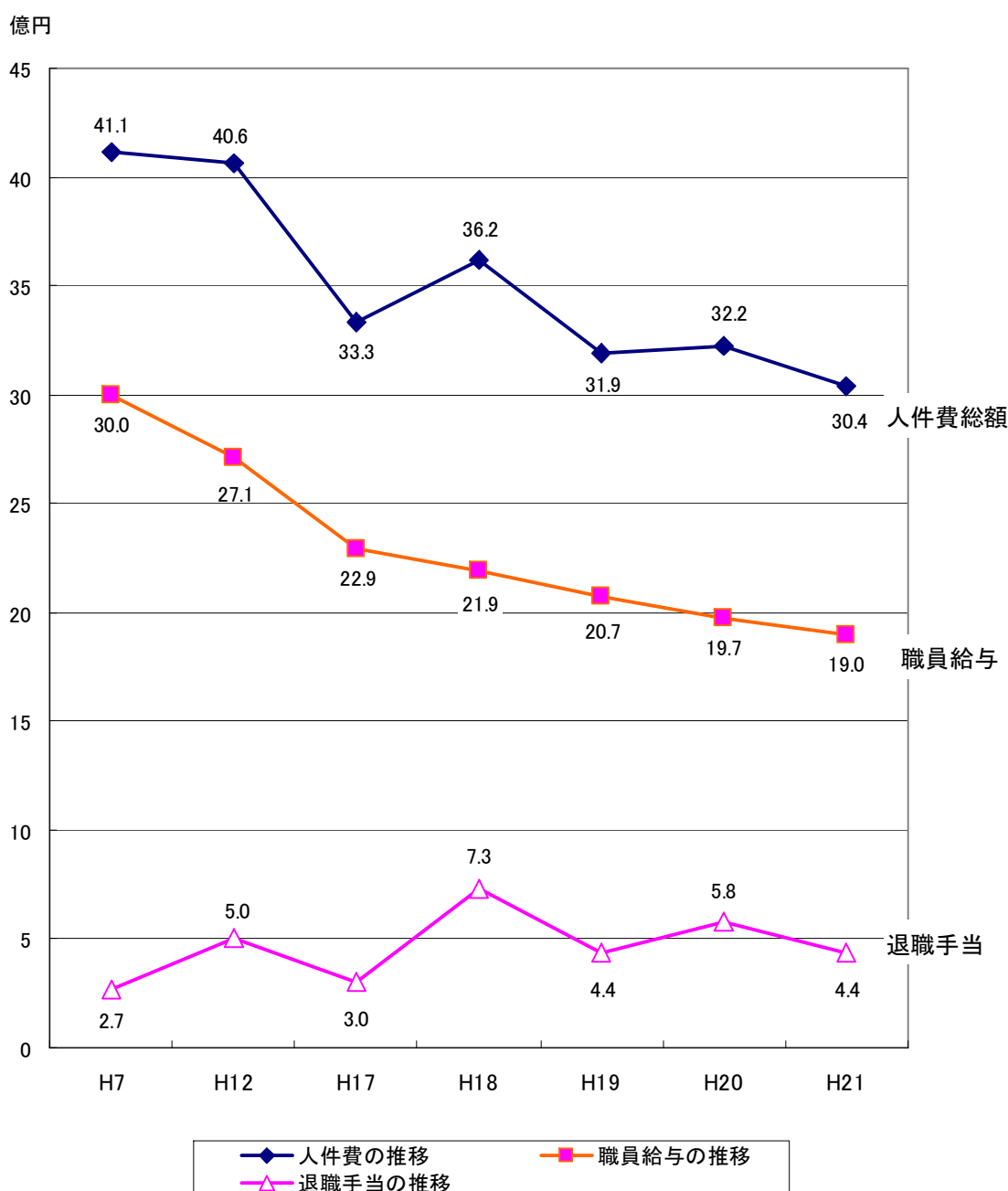
《人件費》

人件費総額は、平成18年9月から実施した給料の独自削減（平成19年4月からは地域給与導入による新給料表の適用）により減少傾向にあります。

さらに、財政健全化プランの実施による退職者の一部不補充（補充は、退職者数の1/2以下）や定員適正化計画の実施により、職員給与は今後も減少が予想されます。

また一方では、いわゆる「団塊の世代」の大量退職を迎え、多くの職員の定年退職が予定されることから、今後、毎年約5億円の退職金の支給が予定されています。

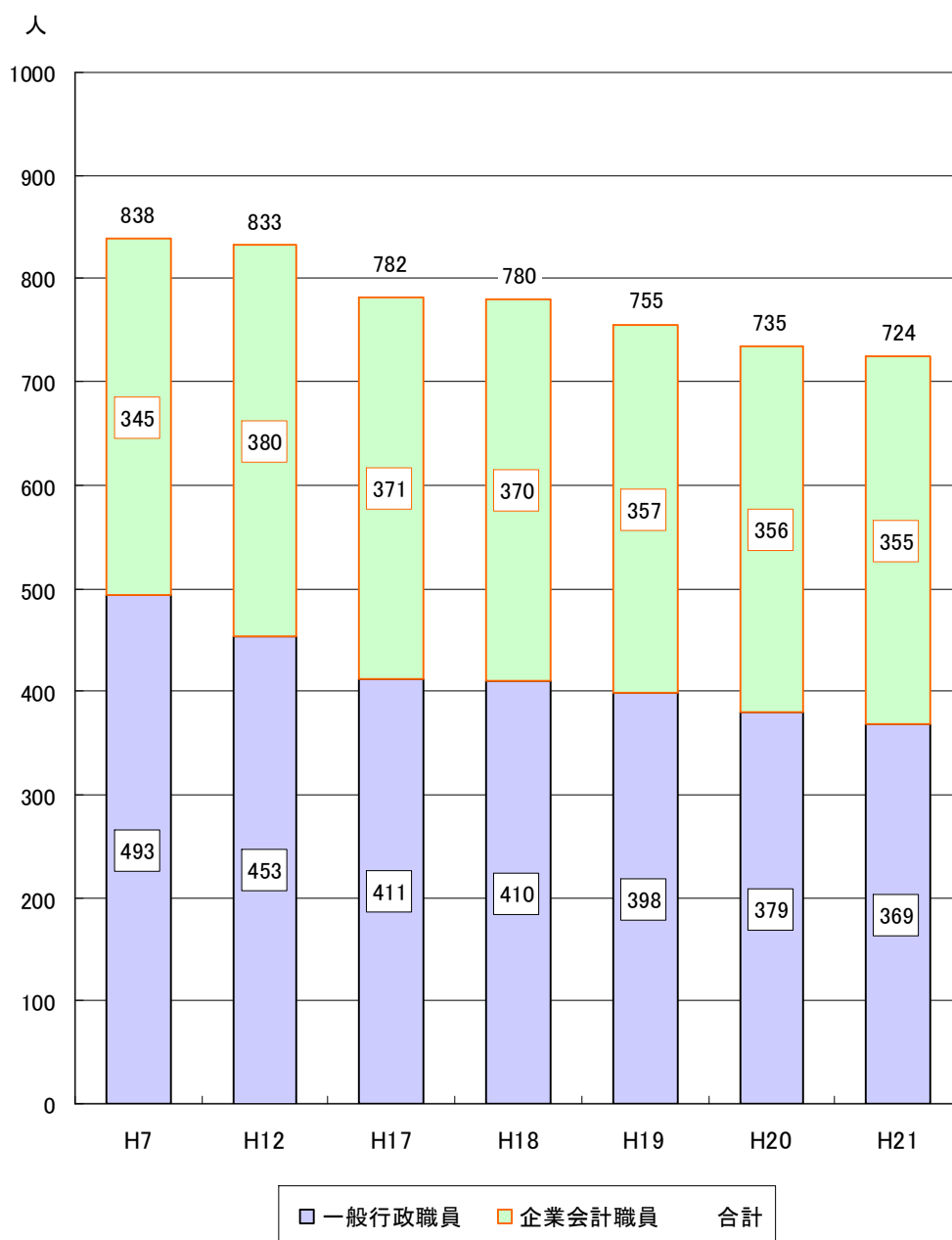
本市では、この団塊の世代の大量退職に対し、「退職手当債」を発行し、将来の人件費負担の平準化を図っています。



《職員数》 ※各年4月1日現在職員数（消防職員を除く。）

平成21年4月1日における職員数は、一般行政職員と企業会計職員（水道・病院職員）を合わせて724人となっており、平成7年4月1日（838人）と比較して114人が減少しています。

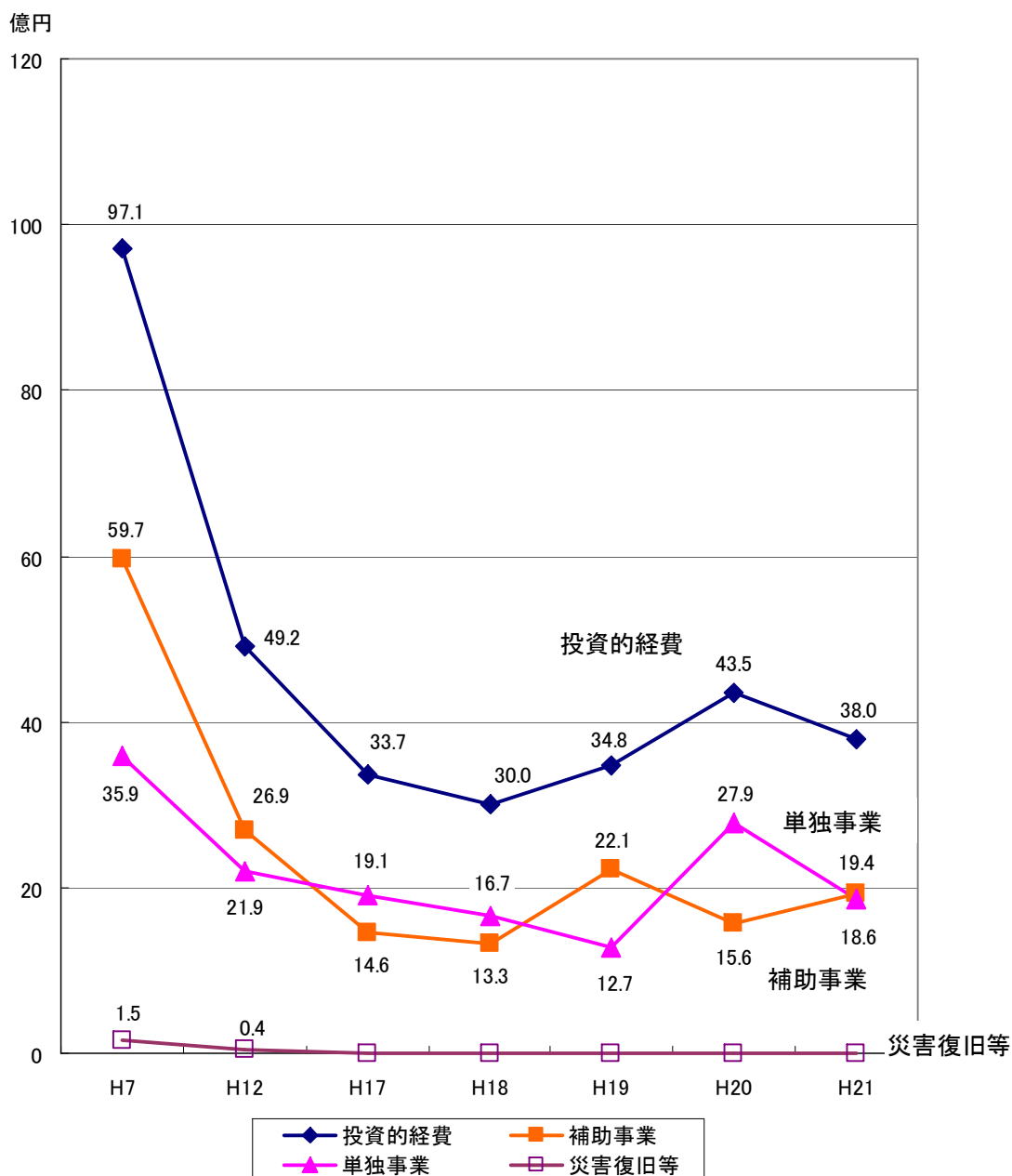
一般行政職員は、財政健全化プランの実施による退職職員の一部不補充や平成19年度に策定した定員適正化計画の実施により減少しています。



【投資的経費（普通建設事業費）】

バブル崩壊後、国の経済対策として大型の公共事業を実施したことにより、平成7年度の普通建設事業費は、約97億円に達しましたが、その後「公債費負担適正化計画」の実施などにより減少傾向にあります。

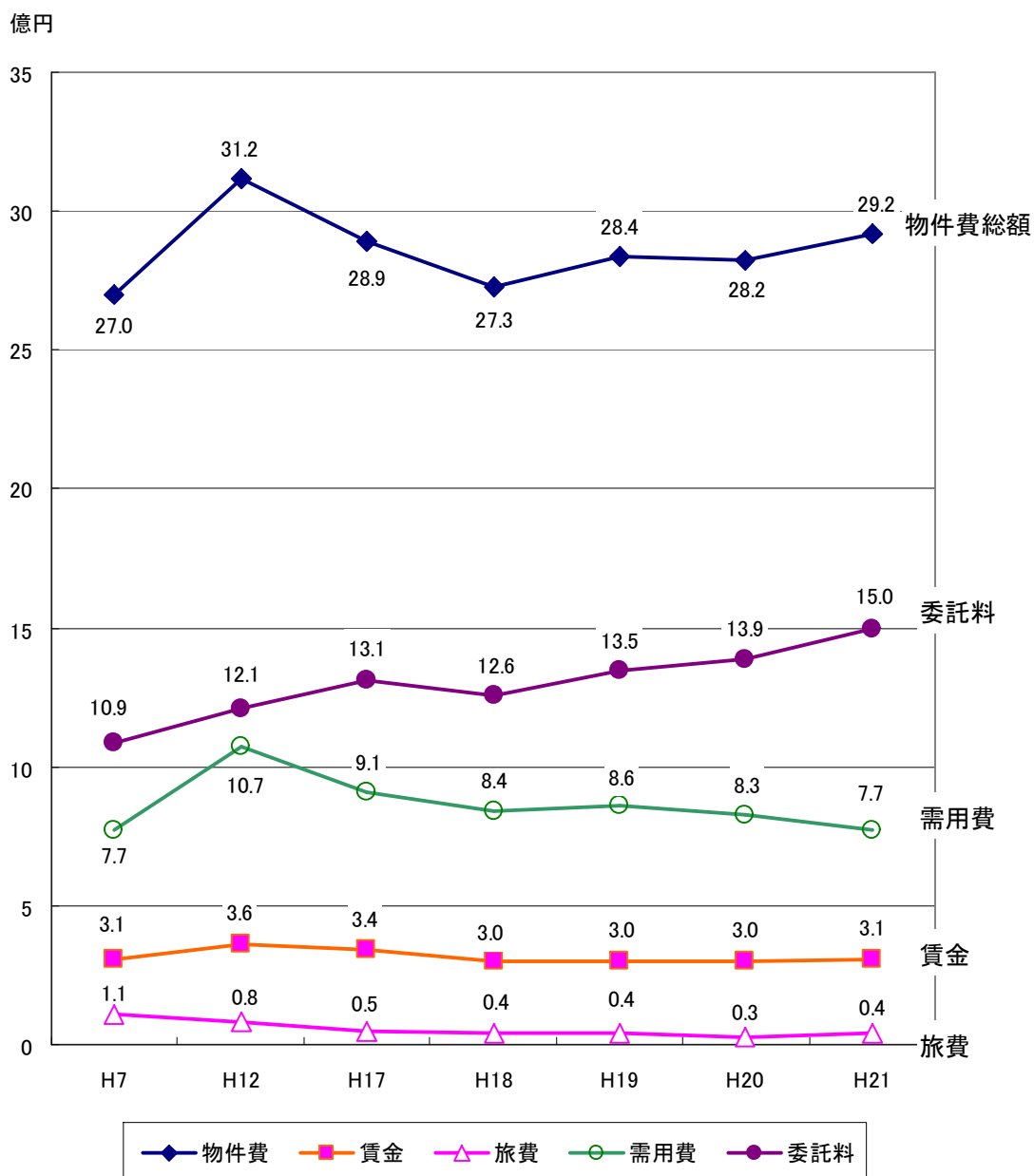
また、地方交付税などにより財源措置されてきた公共事業は、地方交付税額の減少とともに大幅に圧縮され、特に箱物と言われる施設の建設については、地方債の発行自体が制限されています。



【その他経費・・物件費（賃金、旅費、需用費、委託料等）】

物件費総額は、平成10年度以降ゆるやかな減少傾向にありましたが、事務・事業の見直しにより、委託化が進み委託料が増加傾向を示しています。

なお、需用費（消耗品費・燃料費・印刷製本費・光熱水費など）、賃金、旅費は、減少しております。



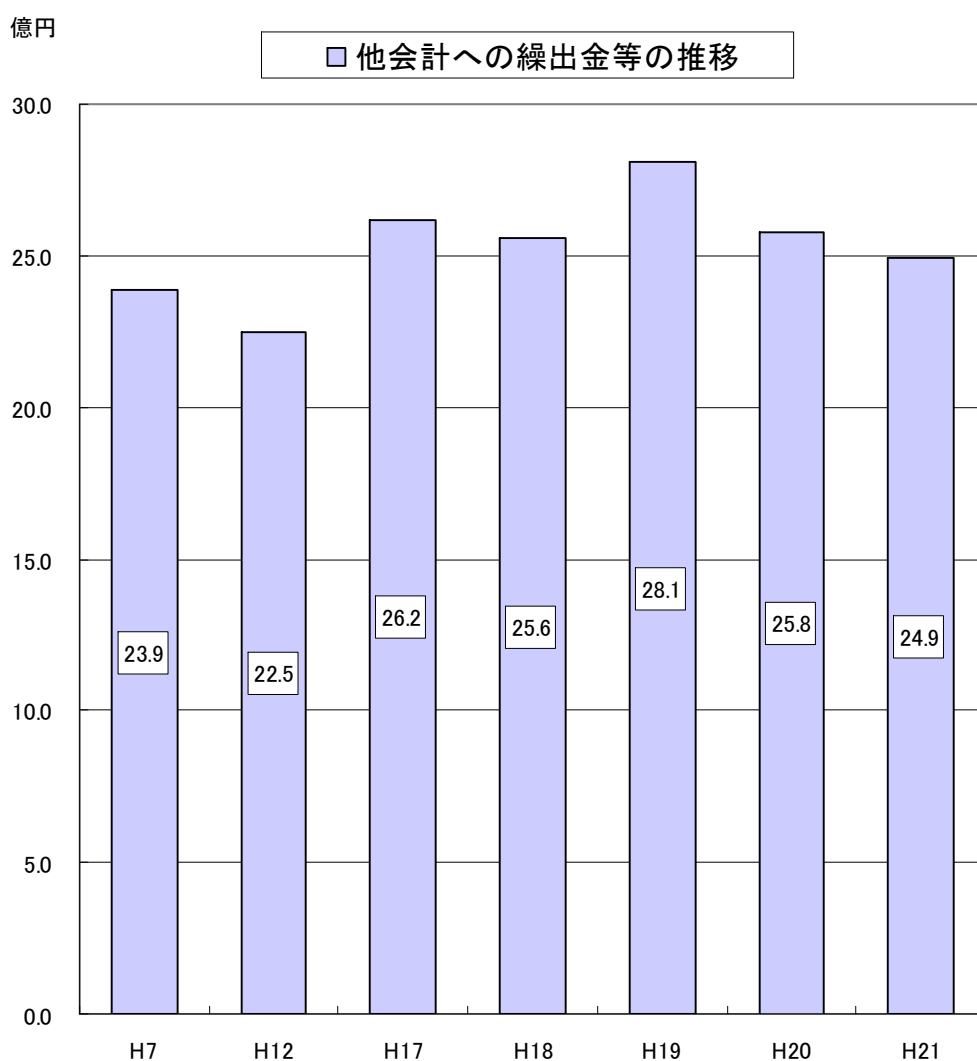
【その他経費・・・特別会計・企業会計への繰出金】

一般会計から他会計への繰出金は、制度上繰出しをしなければならないものと、財政支援として行う繰出しに分かれます。

制度上行う繰出金は、他会計で行う事業のうち、その性質上、税などを充てることが適当であると認められる経費で、国が基準を定めています。

対象となる経費は、企業債の元利償還金などが主なものであり、一般会計にとっては義務的経費に準ずるものです。

一方、財政支援としての繰出金は、他会計の経営（収支）の状況に応じて生じる赤字分などについて税などで補てんするものです。



メモ

特別会計・・・臨港用地造成、国民健康保険、老人保健、下水道、公設地方卸売市場、介護保険、港湾整備、後期高齢者医療

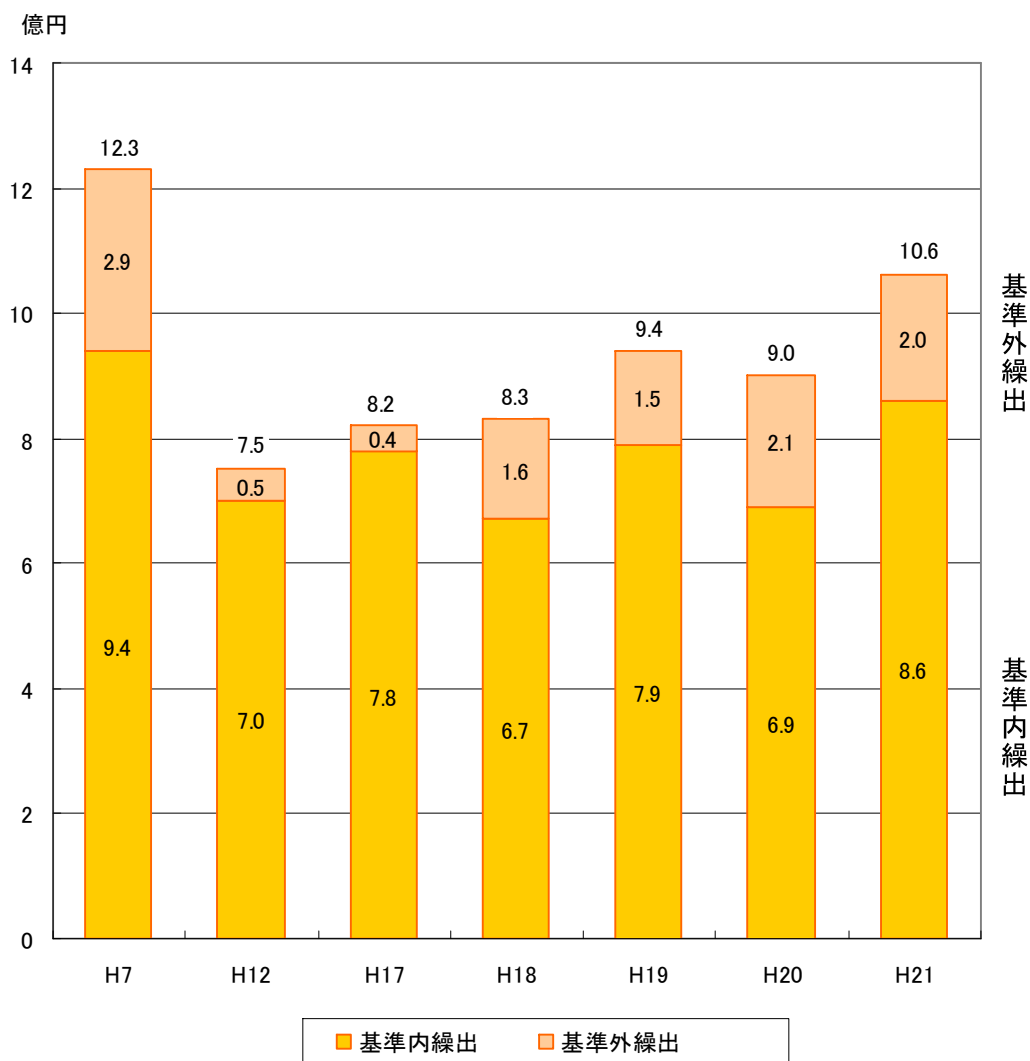
企業会計・・・病院、水道

《病院事業会計への繰出金》

市立稚内病院は、公立病院・地域センター病院として、不採算となる医療分野についても、充実を図ってまいりました。

全国的な医師や看護師不足、入院患者の減少、さらには多額の減価償却費により医療収入だけでは費用を賄い切れない状況が続いています。

一般会計では、制度上の基準内繰出しや基準外繰出しとして毎年約9億円の繰出しを行っていますが、平成19年4月からは、地方公営企業法を全部適用し、平成19年2月には「経営改善プラン」、平成21年2月には「稚内市病院事業改革プラン」を策定し、なお一層の経営改善に取り組んでいます。



《下水道事業特別会計への繰出金》

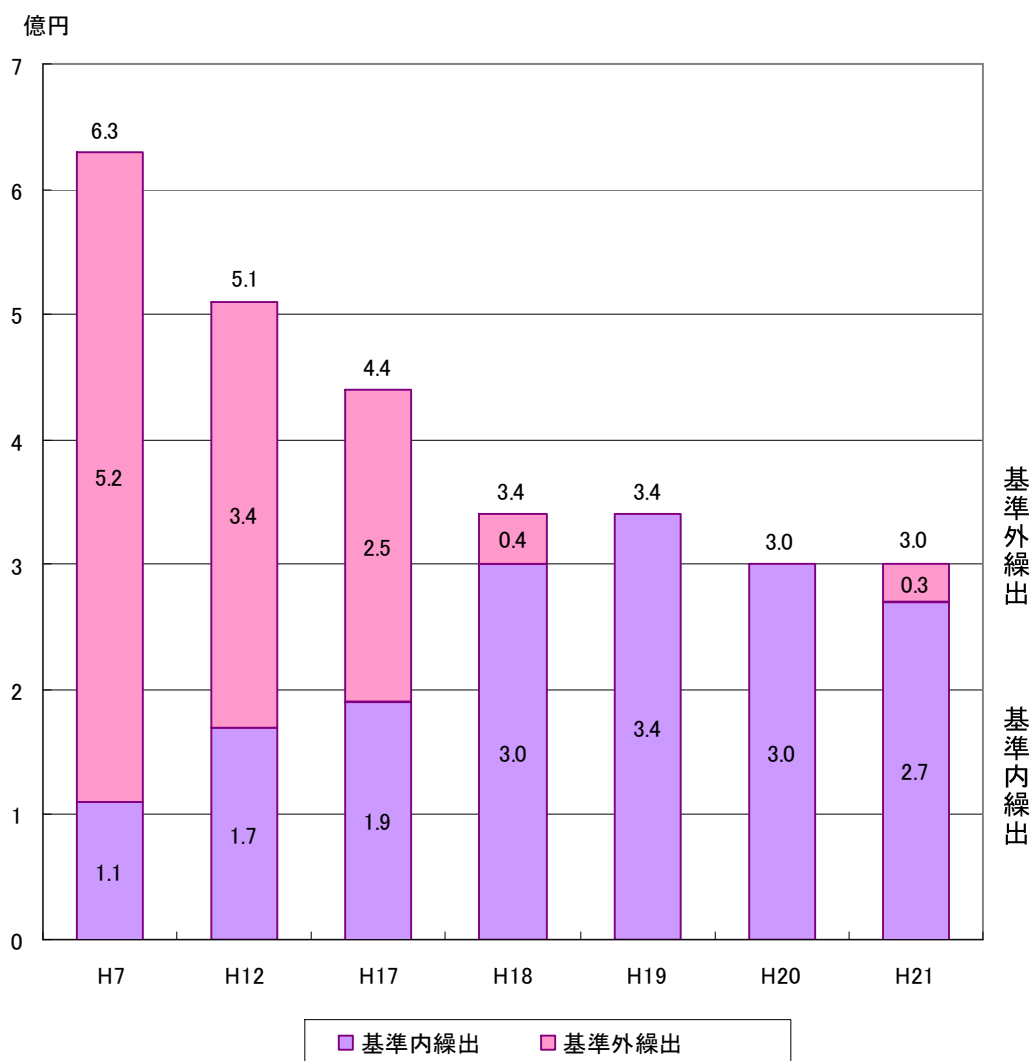
本市は、市街地が細長く管渠の延長やポンプ場の設置など、他都市に比べ、イニシャルコストが高い状況にあります。

これまでに実施した事業費は約272億円ですが、このうち約99億円が地方債残高として残っており、今後、この元利償還が下水道事業の大きな経営負担になるものと思われます。

今後は、事業の収益を考慮しながら、適切な施設更新を考える必要があります。

平成16年度からの繰出金の大きな減少は、償還金平準化のための地方債を借入れたことによるものであり、さらに平成18年度からは、国の財政措置の変更による、下水道事業債特別措置分を借り入れたことにより繰出金が減少しました。

平成21年度は、国の経済対策により建設事業の財源として、3千万円の基準外繰出をしています。



《国民健康保険事業特別会計への繰出金》

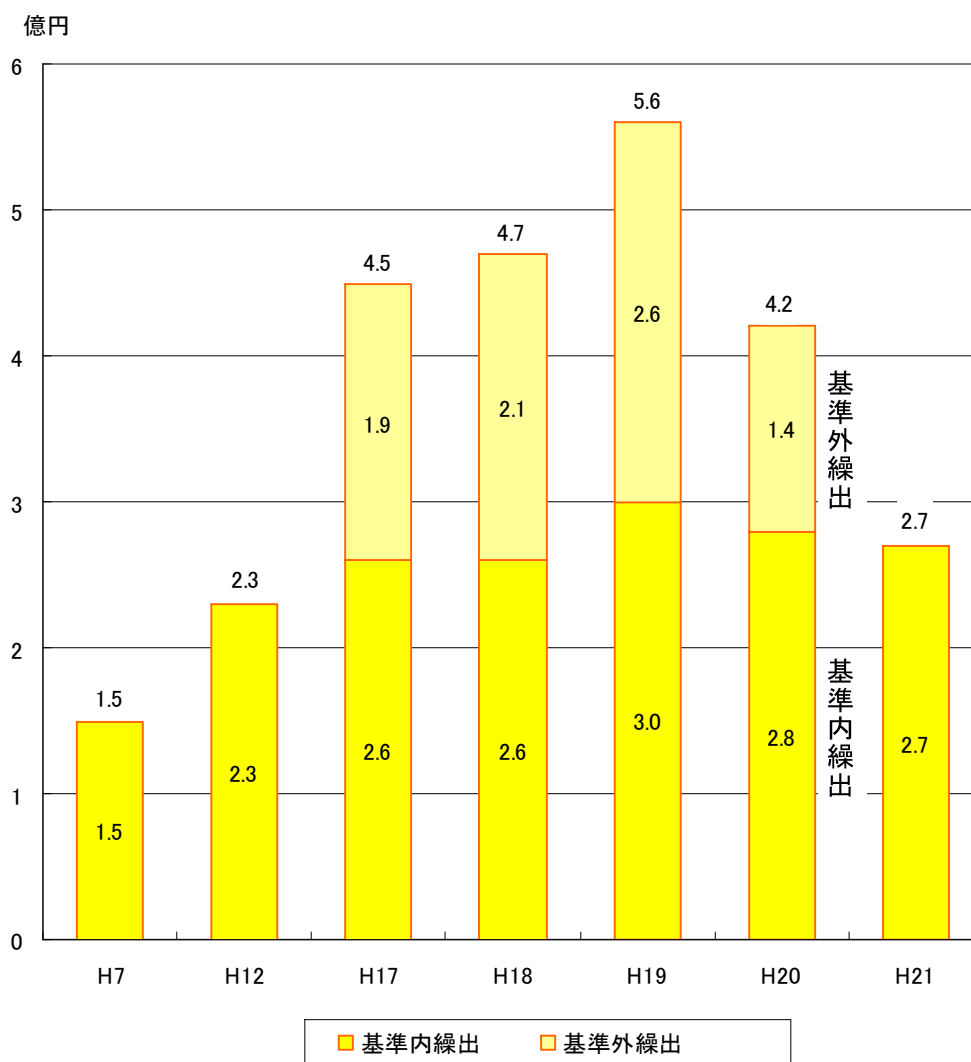
国民健康保険の主たる費用である被保険者の医療給付費については、50%を公費、残り50%を国民健康保険税によって賄われることが基本となっています。

しかし、国民健康保険事業会計の運営は、制度上、一般会計が負担しなければならない法定基準内繰出のほか、さらに基準外の繰出として、一般会計から多額の繰出金によって辛うじて黒字を維持しているのが現状です。

平成21年度は、歳入において「前期高齢者交付金」が前年度より多く概算交付されたため、基準外繰出が生じないことになりました。

ただし、これは後年度に精算されるものであり、国民健康保険事業会計の経営状況が好転した訳ではありません。

国民健康保険事業を取り巻く状況は流動的であり、今後、国の医療保険制度改革等の推移を見守っていく必要があります。



【財政健全化判断比率】

従来までの地方公共団体の財政再建制度は、一般会計等の実質赤字という現金収支の指標（フロー指標）のみを用いており、申し出により再建を行なう仕組みであるなどの課題が指摘されていました。

そこで、地方公共団体の財政再建制度を約50年ぶりに抜本的に見直し、財政指標の整備とその開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生を図るための新たな制度が平成19年6月に（『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』）成立しました。

この法律によるフロー及びストック指標を用いた財政指標の公表については、平成19年度決算から、財政健全化計画等の策定の義務付けなどの規定については、平成20年度の決算から施行されています。

なお、この法律により算定された平成21年度の稚内市の健全化判断比率及び資金不足比率は、以下のとおりです。

●稚内市における健全化判断比率の状況

健全化判断比率	平成21年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率（フロー指標） ・一般会計等の実質赤字の比率	— (黒字 1.17%)	12.97%	20.00%
連結実質赤字比率（フロー指標） ・全ての会計の実質赤字比率	— (黒字 13.77%)	17.97%	40.00%
実質公債費比率（フロー指標） ・公債費及び公債費に準じた経費の 比重を示す比率	17.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率（ストック指標） ・地方債残高のほか一般会計等が将来 負担すべき実質的な負債を捉えた比率	123.4%	350.0%	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、各会計に赤字及び資金不足がないため該当しません。

●稚内市公営企業における資金不足比率の状況

資金不足比率	平成21年度	経営健全化基準	
水道事業会計	—	20.0%	
病院事業会計	—		
港湾整備事業特別会計	—		
公設地方卸売市場事業特別会計	—		
臨港用地造成事業特別会計	—		
下水道事業特別会計	—		

※資金不足比率については、上記各会計に資金不足がないため該当しません。

《健全化判断比率の対象範囲イメージ図》

地方公共団体			一部事務組合 広域連合	地方公社 第三セクター等
一般会計等	公営事業会計			
		特別会計	公営企業会計	
稚内市			稚内地区 消防事務組合	緑ヶ丘学園
一般会計	特別会計	公営企業会計		
		国民健康保険会計 介護保険会計 (保険事業勘定) (サービス事業勘定) 後期高齢者医療会計 老人保健会計	水道会計 病院会計 港湾整備会計 市場会計 下水道会計 臨港用地造成会計	北海道市町村 備荒資金組合
			北海道後期高齢者 医療広域連合	

《実質赤字比率・稚内市：該当なし》

実質赤字比率は、一般会計等（稚内市は一般会計のみ）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

下記の算式で算定されます。

実質赤字比率＝	一般会計等の実質赤字額
	標準財政規模

○実質赤字＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

- ・繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

○標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額

○標準税収入額：地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいう。

《連結実質赤字比率・・稚内市：該当なし》

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

下記の算式で算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（イ+ロ） - （ハ+ニ）}}{\text{標準財政規模}}$$

- イ：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

《資金不足比率・・稚内市：該当なし》

資金不足比率は、それぞれの公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率です。

下記の算式で算定されます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額
- ※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
- 事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
- 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

★稚内市の各会計における実質収支額及び資金不足（余剰）額

平成21年度稚内市の各会計（12会計）における、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の対象となるべき実質収支額及び資金不足(余剰)額は下記のとおりです。

稚内市の場合、全ての会計において黒字及び余剰となっているため、各会計の赤字比率及び資金不足比率は発生していません。

●一般会計等

(単位:千円)

会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	翌年度 繰越財源 ③		実質収支額 ①-②-③
一般会計	25,599,705	25,431,544	18,336		149,825

●公営企業以外の特別会計

(単位:千円)

会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	翌年度 繰越財源 ③		実質収支額 ①-②-③
国民健康保険事業特別会計	3,943,349	3,941,592	0		1,757
介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	2,242,995	2,221,504	0		21,491
後期高齢者医療特別会計	345,747	343,394	0		2,353
老人保健事業特別会計	38,591	34,038	0		4,553
介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	13,828	13,828	0		0

●公営企業法を適用している会計

(単位:千円)

会計名	流動資産 ①	流動負債 ②	算入地方債 ③		資金不足 (余剰)額 ①-②+③
水道事業会計	652,284	93,075	0		559,209
病院事業会計	1,420,489	424,071	0		996,418

●公営企業法を適用していない特別会計

(単位:千円)

会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	翌年度 繰越財源 ③	土地収入 見込額 A	資金不足 (余剰)額 ①-②-③+A
港湾整備事業特別会計	117,534	116,516	0		1,018
公設地方卸売市場事業特別会計	37,307	37,207	0		100
下水道事業特別会計	1,870,718	1,869,165	0		1,553
臨港用地造成事業特別会計	225,427	222,960	0	17,932	20,399

《実質公債費比率・・稚内市：17.2%》

(平成19年度：16.66257%/平成20年度：17.84233%/平成21年度：17.26344)

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

下記の算式で算定され、3年間の平均値が比率となります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(PFI事業による建設費の割賦払いや借入金に対する償還補助金、利子補給に係る債務負担行為など)

『実質公債費比率』は、平成18年度からの地方債の『許可制』から『協議制』への移行に伴い、従来までの公債費比率や起債制限比率に代わり導入され、平成19年度からは健全化判断比率の一つとされている財政指標です。

この比率は、今までの一般会計の地方債の元利償還金に加えて、公営企業会計や一部事務組合への一般会計からの繰出金や債務負担行為に基づく公債費に準じる経費を含めた自治体の実質的な債務を明確化したものです。

この実質公債費比率は、早期健全化団体(25%以上)、財政再生団体(35%以上)の判断基準だけではなく、18%以上となった場合には、黄信号がともった状態となり、地方債許可団体に移行するとともに、『公債費負担適正化計画』の策定が求められ、一部の地方債の発行が制限されることになっています。

★稚内市の実質公債費比率算出の状況

【平成21年度数値】

(単位:千円)

区 分	金 額	備 考
元利償還金	3,457,518	
準元利償還金 (①満期一括償還)	0	
準元利償還金 (②特別会計の元利償還金に伴う繰出金)	742,014	
準元利償還金 (③組合等の元利償還金に伴う負担金)	59,551	
準元利償還金 (④債務負担行為に基づく公債費に準ずる支出)	277,421	
A平成21年度負担額合計	4,536,504	
特定財源	389,715	
元利償還金及び準元利償還金に対する 基準財政需要額算入額	2,349,067	
B平成21年度控除財源合計	2,738,782	
A-B	1,797,722	算定上の分子となるべき数値

区 分	金 額	備 考
C標準財政規模	12,762,529	
D元利償還金及び準元利償還金に対する 基準財政需要額算入額	2,349,067	
C-D	10,413,462	算定上の分母となるべき数値

平成21年度の実質公債費比率の算出は、上記の数値より

$1,797,722 \text{ 千円} \div 10,413,462 \text{ 千円} \times 100 \div 17.26344\%$ と算出されます。

《将来負担比率・・稚内市：123.4%》

将来負担比率は、一般会計等が将来にわたり負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

下記の算式で算定されます。

将来負担比率＝	将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）
	標準財政規模－ （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

○将来負担額の内容

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○将来負担額から控除されるもの

- リ イからヘに充当することができる地方自治法第241条の基金
- ヌ 特定財源見込額
- ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

平成21年度末における稚内市の将来負担すべき額は、435億8,776万円あり、その負担に対する特定財源及び普通交付税で措置される見込額や基金（貯金）残高は、307億3,347万円が見込まれることから、実質負担見込額は、128億5,429万円となります。これを標準財政規模から平成21年度に普通交付税で措置された額を差し引いた104億1,346万円に対する割合が、『123.4%』となり、将来負担比率が算出されます。

国が定めた早期健全化基準は350.0%となっていますが、依存財源である地方交付税の割合が高い稚内市にとっては、今後もより一層、財政の健全化に取り組まなければなりません。

★稚内市の将来負担比率算出の状況

(単位:千円)

	区 分	金 額	備 考
イ	地方債の現在高	29,186,650	
ロ	債務負担行為に基づく支出予定額	2,069,675	
ハ	公営企業債等繰入見込額	7,526,052	
ニ	組合等負担等見込額	480,583	
ホ	退職手当負担見込額	4,223,621	
ヘ	設立法人の負債額等負担見込額	101,177	
ト	連結実質赤字額	0	
チ	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	
A	将来負担額合計	43,587,758	上記イからチの合計
リ	充当可能基金	3,004,499	
ヌ	充当可能特定財源	5,238,823	
ル	基準財政需要額算入見込額	22,490,147	
B	充当可能財源合計	30,733,469	上記リからルの合計
	A-B	12,854,289	算定上の分子となるべき数値

	区 分	金 額	備 考
C	標準財政規模	12,762,529	
D	元利償還金及び準元利償還金に対する 基準財政需要額算入額	2,349,067	
	C-D	10,413,462	算定上の分母となるべき数値

平成21年度の将来負担比率の算出は、上記の数値より

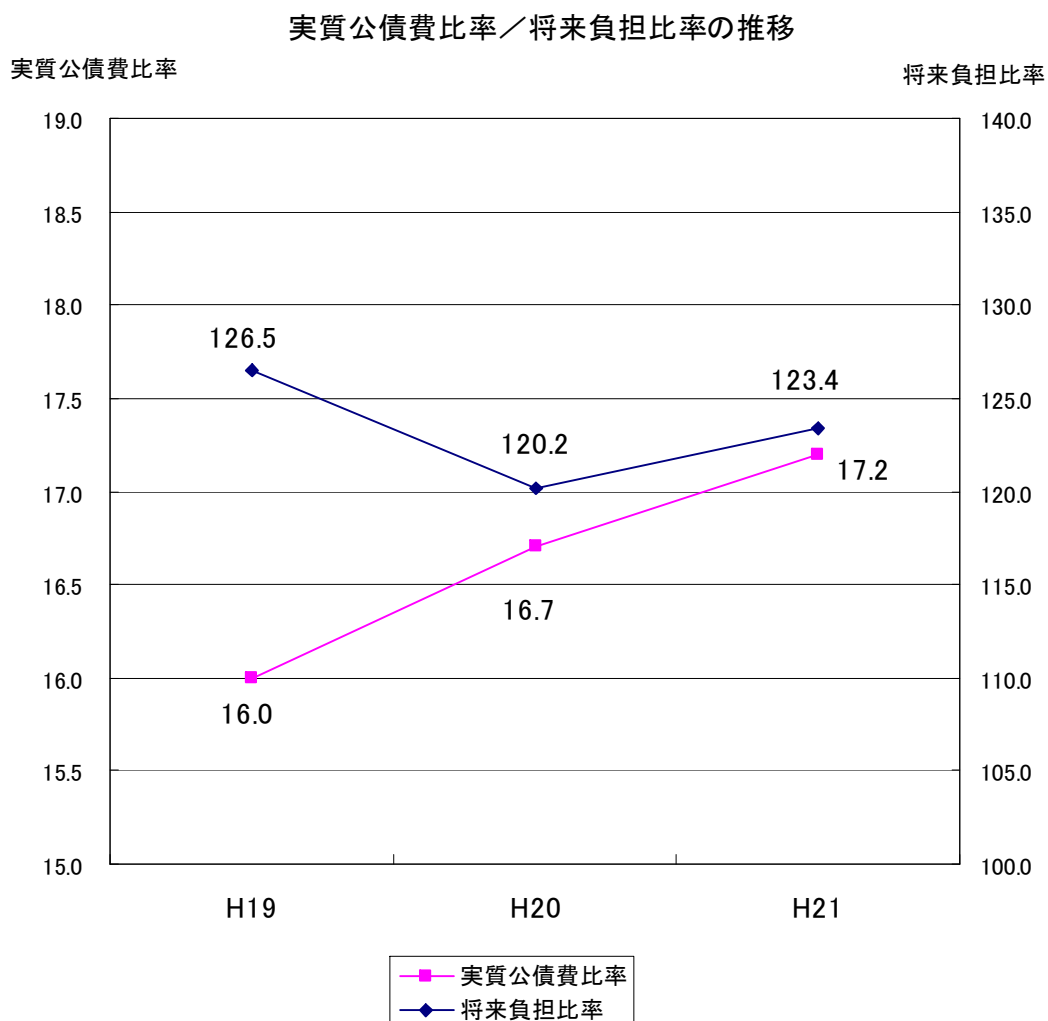
$12,854,289 \text{ 千円} \div 10,413,462 \text{ 千円} \times 100 \div 123.4\%$ と算出されます。

《実質公債費比率／将来負担比率の推移》

実質公債費比率は、平成19年度以降、数値が上昇している傾向にあります。これは、平成20年度の宗谷畜産開発公社、平成21年度の稚内シーポートプラザなど、第三セクターの解散整理に伴う損失補償の実行に伴い増加したものです。

平成21年度に第三セクター等改革推進債を約17億円発行したことから、今後、数年間は、実質公債費比率が上昇すると想定されておりますが、今後の地方債の発行を抑制していくことにより、将来的に比率は下がっていきます。

また、将来負担比率も平成21年度の第三セクター等改革推進債の発行により、一時的に比率が上昇しましたが、地方債残高や職員数の減少による退職手当負担見込額の減少により、今後、比率は下がる見込みです。



【その他の財政指標】 ‹経常収支比率›

経常収支比率を家計で例えると、毎月決まって支払いを必要とする住居費・食費・被服費・ローン返済金などの費用が、毎月の給料に占める割合を示したものです。

市の場合は、人件費や地方債償還金などの義務的経費や物件費の比率が高いと経常収支比率が上昇し、財政の硬直化を招き、独自施策の実施が困難となります。

健全な財政運営の目安は、この比率が70%～80%の範囲にあることです。

平成11年度以降、分母となる市税・地方交付税が減少したことにより、経常収支比率が上昇傾向にあり、平成16年度には90%を超えることとなりました。

なお、平成18年度については、人件費や物件費の抑制を図ったことにより、89.4%となりましたが、平成19年度以降は、地方交付税の大幅な減少などにより、再び90%を超えています。

